

相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の選考の概要

相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の選考に当たっては、公募及び選考委員会の設置を行わず、相模原市立市民健康文化センター条例(昭和58年相模原市条例第13号)附則第4項及び第5項の規定により令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者として指定された北市民健康文化センター運営共同事業体(以下「候補団体」という。)に申請書類の提出を求め、指定の基準に適合しているものとして選考した。

1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)アのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 現在の相模原市立北市民健康文化センターの管理運営の状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者として指定されたもの

(2) 指定管理者の申請の受付等

ア 申請要項の配布 令和7年12月23日

イ 申請の受付 令和8年1月5日から同月13日まで

(3) 選考

候補団体から提出された申請書類の内容を踏まえ、評価基準に基づき採点を行った。

ア 評価基準・評価結果

候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	5	4
	管理運営方針	10	6
	地域活性化	5	4
	計画事業(自主事業を除く。)	10	6
	自主事業	10	8
	利用者ニーズ	5	4
	維持管理計画	10	8
	人員配置	5	3
	安全管理及び緊急時の対応	10	8
	適正な管理・経理	5	3
小計		75	54
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	10	8
	指定管理料の削減	10	6
	利益の還元	5	5
	小計	25	19
合計		100	73

備考 事業計画及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、60点とした。

イ 管理能力に係る評価

令和7年7月に実施した相模原市立北市民健康文化センターの管理運営状況に係るモニタリングにおいて、候補団体による業務は適正に実施されているものと評価しており、継続的な管理運営が期待できるものと評価した。